

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和6年度 港湾及び空港における工事安全推進業務 R6.4.1 ~ R7.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	(特非)みなとサポート 神奈川県横浜市中区海岸通3-12-1	9020005005091	一般競争入札 (総合評価)	4,895,000	4,895,000	100.00%	
令和6年度 関東地方整備局管内港湾・空港技術審査補助業務 R6.4.1 ~ R7.3.21 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	8,811,000	8,140,000	92.38%	
令和6年度 船舶機械技術資料作成業務 R6.4.1 ~ R7.3.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	24,189,000	22,275,000	92.08%	
令和6年度 水中部施工状況確認業務 R6.4.1 ~ R7.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	(一社)日本潜水協会 東京都港区新橋3-4-10	2010405001061	一般競争入札 (総合評価)	22,429,000	22,110,000	98.57%	
令和6年度 港湾・空港整備等に係る沿岸気象海象情報の予測情報等提供業務 R6.4.1 ~ R7.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	(一財)沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	一般競争入札 (総合評価)	59,169,000	58,960,000	99.64%	
令和6年度 東京国際空港空港舗装動態観測調査 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R6.4.12 ~ R7.1.22 測量・調査	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.12	(株)パスコ 東京支店 東京都目黒区下目黒1-7-1	5013201004656	公募型競争入札方式 (総合評価)	144,562,000	118,800,000	82.17%	
令和6年度 船舶機械施工確認業務 R6.4.12 ~ R7.3.24 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.12	(株)ポルテック 東京都中央区京橋1-5-8	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	15,125,000	14,300,000	94.54%	
令和6年度 建設資材等価格調査 R6.4.12 ~ R7.3.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.12	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	30,217,000	26,477,000	87.62%	
令和6年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部上部工事 (川崎市川崎区京浜運河(東扇島側)) R6.5.7 ~ R9.11.30 港湾等鋼構造物工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.5.7	IHI・JFE・横河特定建設工事共同企業体 代表者 (株)IHIインフラシステム 事業戦略本部 東京都江東区豊洲3-1-1	-	一般競争入札 (総合評価)	8,277,797,000	8,112,500,000	98.00%	



## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和7年1月 該当なし									
令和6年度 東京国際空港A滑走路北側取付誘導路他地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R7.2.14 ~ R8.1.30 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.2.14	五洋・みらい特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設(株)東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	-	一般競争入札 (総合評価)	3,536,797,000	3,254,900,000	92.02%	
令和6年度 東京国際空港P誘導路他地盤改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R7.2.14 ~ R8.1.30 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.2.14	東洋・りんかい日産・本間特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設(株)関東支店 東京都千代田区神田神保町1-105	-	一般競争入札 (総合評価)	2,816,693,000	2,591,357,560	92.00%	
令和6年度 東京港中央防波堤外側地区岸壁(-16m)(耐震)築造工事(その2) 東京都大田区令和島 Y3/バース R7.3.27 ~ R9.2.26 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.3.27	東洋・不動テトラ・株木特定建設工事共同企業体 代表者 東洋建設(株)関東支店 東京都千代田区神田神保町1-105	-	一般競争入札 (総合評価)	4,260,817,000	3,921,500,000	92.03%	
令和6年度 東京港中央防波堤外側地区岸壁(-16m)(耐震)築造工事 東京都大田区令和島 Y3/バース R7.3.28 ~ R9.3.26 港湾土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.3.28	五洋・あおみ特定建設工事共同企業体 代表者 五洋建設(株)東京土木支店 東京都文京区後楽2-6-1	-	一般競争入札 (総合評価)	6,228,332,000	5,733,200,000	92.05%	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和6年度 東京国際空港D滑走路維持管理等工事 R6.4.1 ~ R7.3.31 空港等舗装工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・日鉄エンジ・JFEエンジ・大成・東亜・東洋・西松・前田・MMB・みらい・若築異工種建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設(株)東京土木支店 東京都港区元赤坂1-3-8	-	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-1のとおり	1,331,781,000	1,331,000,000	99.94%		
令和6年度 東京国際空港空港アクセス鉄道事業に係る監理補佐試行業務 R6.4.1 ~ R7.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	港湾空港総合技術センター・日本シビックコンサルタント設計共同体 代表者 (一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	-	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-2のとおり(公募型プロポーザル)	204,974,000	204,600,000	99.81%		
令和6年度 情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修・運用業務 R6.4.1 ~ R7.3.31 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	中央復建・三井E&S設計共同体 代表者 中央復建コンサルタント(株)東京本社 東京都千代田区麹町2-10-13	-	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-3のとおり(公募型プロポーザル)	133,210,000	133,056,000	99.88%		
令和6年度 東京湾水環境再生計画作成等業務 R6.5.7 ~ R7.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.5.7	令和6年度 東京湾水環境再生計画作成等業務 みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体 代表者 (一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	-	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-4のとおり(簡易公募型プロポーザル)	34,694,000	34,507,000	99.46%		
令和6年6月 該当なし										
令和6年7月 該当なし										
令和6年8月 該当なし										
令和6年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部側径間上部工事 (川崎市川崎区京浜運河(東扇島側)) R6.9.2 ~ R8.3.31 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.9.2	三井住友・みらい・日本ピーエス特定建設工事共同企業体 代表者 三井住友建設(株)東京土木支店 東京都中央区佃2-1-6	-	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-5のとおり	1,068,045,000	1,067,550,000	99.95%		
令和6年度 関東地方整備局における小型船舶等を活用した災害対応方策検討業務 R6.9.13 ~ R7.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.9.13	(一社)日本マリーナ・ビーチ協会 東京都千代田区麹町4-5	6010005018733	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-6のとおり(簡易公募型プロポーザル)	19,899,000	19,800,000	99.50%		
令和6年度 京浜港におけるコンテナターミナルの効率的な搬出入方策検討業務 R6.10.8 ~ R7.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.10.8	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-7のとおり(簡易公募型プロポーザル)	26,004,000	25,927,000	99.70%		
令和6年度 京浜港におけるコンテナターミナル一体利用に向けた機能強化検討業務 R6.10.22 ~ R7.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.10.22	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-8のとおり(簡易公募型プロポーザル)	19,327,000	19,294,000	99.82%		

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和6年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部側径間上部工事(その2) 川崎市川崎区水江町 R6.10.24 ~ R8.3.27 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.10.24	鹿島・東亜特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設(株)横浜支店 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-3	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-9のとおり	1,111,374,000	1,111,000,000	99.96%		
令和6年度 東京港みなとカメラ設置検討業務 R6.11.1 ~ R7.3.14 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.11.1	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-10のとおり (簡易公募型プロポーザル)	11,726,000	11,660,000	99.43%		
令和6年度 次世代燃料バンカリング拠点形成検討業務 R6.11.12 ~ R7.3.14 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.11.12	(一財)みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3-1-10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-11のとおり (簡易公募型プロポーザル)	24,618,000	24,530,000	99.64%		
令和6年度 東京湾における底質評価手法等検討業務 R6.11.29 ~ R7.3.10 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.11.29	(一社)水底質浄化技術協会 東京都中央区入船3-10-9	2010005003813	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-12のとおり (簡易公募型プロポーザル)	11,044,000	10,890,000	98.60%		
令和6年12月 該当なし	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57									
令和6年度 東京国際空港空港アクセス鉄道駅舎改築部他躯体築造工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R7.1.15 ~ R10.6.30 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.1.15	大成・五洋・京急特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設(株)東京支店 東京都新宿区西新宿6-8-1	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-13のとおり	19,265,752,000	19,264,300,000	99.99%		
令和7年2月 該当なし	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57									
令和6年度 東京国際空港空港アクセス鉄道開削部(ターミナル北連絡橋部)他躯体築造工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 R7.3.25 ~ R11.3.23 空港等土木工事	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 森 信哉 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R7.3.25	鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設(株)東京土木支店 東京都港区元赤坂1-3-8	-	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-14のとおり	11,820,391,000	11,813,989,000	99.94%		

## 令和 6 年度

東京空港

## 随意契約理由書

## 件名：令和 6 年度 東京国際空港D滑走路維持管理等工事

本工事は、下記の理由により、鹿島・あおみ・大林・五洋・清水・日鉄エンジ・J F E エンジ・大成・東亜・東洋・西松・前田・MMB・みらい・若築異工種建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という）と随意契約する。

## 記

東京国際空港D滑走路建設外工事（以下、「D滑走路工事」という）の工事目的物は、設計供用期間を100年とし、空港島本体に鋼材を本格導入した我が国初となる埋立・栈橋のハイブリッド構造である。このため、施工はもちろんのこと維持管理の確実な実行が必要とされ、D滑走路工事の入札においては総合評価落札方式を採用し、設計施工費用に維持管理費を加えた額を入札条件に落札者を決定するとともに、工事完成後の維持管理を確実に担保させるため、工事請負契約書に設けた特則条項において「技術的競争性がない等の発注者の判断および国会の議決にもとづいてなされる発注者の請求を停止条件」とする旨を規定しており、維持管理を重要視したもとしている。

よって、今回、維持管理等工事に係る契約を締結するに当たり、現時点での「技術的競争性がない」ことを以下のとおり検証した結果、現段階においても、D滑走路工事の受注者であった鹿島建設株式会社他14社で構成される共同企業体（以下「鹿島JV」という。）のみが本件維持管理等工事を的確かつ円滑に実施できる唯一の者であると認められることから、「技術的競争性はない」と判断できる。

- 必要となる維持管理は、滑走路等における定期的な点検（目視観測、路面測定等）はもとより、沈下管理やひずみ計、傾斜計等による動態観測、鋼材の肉厚測定、電気防食の電位測定、栈橋内部の湿度管理等に対しても常時確認することを要するが、これには設計・施工時の経験を踏まえた高い技術力が必要となること。
- 特に、埋立・栈橋接続部の維持管理は、埋立側背面の沈下が滑走路等の段差、不陸、目開き等の路面変状に直結し、航空機の運用に重大な影響を及ぼすため、これら変状の点検・計測とともに、設計・施工時に設定した判断基準（予測経年変形量等）との照合を含めた総合的な予見能力が求められる。なお、点検・計測の結果を踏まえた判断基準との照合は、構造形式や部材特性等も踏まえ、鹿島JVが構築した総合的維持管理システムを用いることで確実な実行が見込まれる。
- 鋼部材の防食機能保持のためのチタン製カバープレート、接続部や連絡誘導路の伸縮装置、海生物付着による劣化の軽減を考慮したステンレスライニング等、最先端の特殊部材を多数採用したが、これらの維持・補修や交換にあたっては、設計・施工段階の経験に基づく専門知識や技術が不可欠となる。
- より実態に則した維持管理とするためには、必要に応じて維持管理計画を見直す必要があるが、この場合も設計・施工段階の知見が重要な要素となる。

また、D滑走路工事では、契約締結前から学識経験者による第三者委員会（技術検討委員会、コスト縮減委員会）を組織しているが、いずれの委員会からも「現段階における維持管理を第三者が実施することは、瑕疵担保や技術的な問題を含めて、相当なリスクを背負うことになる。」「当初段階から本体工事の施工者以外の者を想定した一般競争による契約方式では、発注者側に求められる責任やリスクが段階に大きくなる。」といった意見提示がなされ、「維持管理契約については、共同企業体と契約することが適切である。」との結論を得ているところである。

以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、鹿島JVと随意契約を行うものである。

令和 6 年 度

東京空港

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和 6 年度 東京国際空港空港アクセス鉄道事業に係る監理補佐試行業務

記

本業務は東京国際空港空港アクセス鉄道事業を事業計画に基づき円滑に進めるため、当局が行う工事及び設計等業務における監理業務（事業監理、発注監理、設計監理及び工事監理）の一部を補佐する業務を試行し、試行結果を基に改善方策の検討を行う業務である。

令和 6 年度 東京国際空港空港アクセス鉄道事業に係る監理補佐試行業務港湾空港総合技術センター・日本シビックコンサルタント設計共同体は、本業務実施に係る公募型プロポーザルにより提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行ったものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定により、令和 6 年度 東京国際空港空港アクセス鉄道事業に係る監理補佐試行業務港湾空港総合技術センター・日本シビックコンサルタント設計共同体と随意契約致したい。

令和 6 年度

## 随意契約理由書

**件名：情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるシステム改修・運用業務**

本業務は、下記の理由により、中央復建・三井 E&S 設計共同体と随意契約する。

本業務は、関東地方整備局が構築した CONPAS の高度化に向けた CONPAS 改修、CONPAS 運用、CONPAS 導入手順の検討を行うものである。

CONPAS は、国際コンテナ戦略港湾の競争力強化を図るため、Cyber Port 及び出入管理情報システムと連携し、遠隔・非接触の情報入力・確認により効率的なコンテナ搬出入の実現に向け、セキュリティを確保した非接触型のデジタル物流システムの構築のためのツールである。各ターミナルにおいて効率的なデジタル物流システムを実現するためには、ターミナル毎の特性や運用方法の現状を十分に把握・理解した上で、CONPAS 導入による効果を見据えて段階的に試験運用を行い、試験運用で確認した課題をもとに CONPAS システムを改修し高度化を進める必要がある。さらに、試験運用で得られた知見は、今後 CONPAS の導入を目指すターミナル向けに効率的な導入手順を検討する必要があり、これら業務一連のプロセスを実施するためには、港湾におけるコンテナ物流に関する高度な専門的知識が必要である。

よって、港湾におけるコンテナ物流に関する高度な専門的知見を有する者から、「CONPAS の効率的な導入手順の検討を行う上での着目点」について、公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った中央復建・三井 E&S 設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、中央復建・三井 E&S 設計共同体と随意契約するものである。

## 令和 6 年度

### 随意契約理由書

#### 件名：令和 6 年度 東京湾水環境再生計画作成等業務

本件は、下記の理由により令和 6 年度東京湾水環境再生計画作成等業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約する。

本業務は、東京湾再生推進会議の「東京湾再生のための行動計画（第三期）」を上位計画とした「東京湾水環境再生計画」（平成 27 年 4 月改訂：国土交通省関東地方整備局）の次期計画を作成するとともに、これまでの指標実施状況について整理を行うものである。また、「生物生息環境改善プラン」の取組で実施している具体的な施策について検討を行うものである。

近年、ブルーカーボン生態系による CO2 吸収源の拡大や生物多様性による豊かな海の実現などの効果が注目されており、国土交通省としてブルーインフラの保全・再生・創出を推進することとしている。

関東地方整備局では、アマモ場の再生に重点を置き NPO、企業等と連携した取組を進めてきたが、湾内の適地不足や厳しい生育条件などから活動が制約を受けるケースも生じている。今後の藻場造成についてはアマモ以外も対象とし、新たな育成場所の検討を行うなど、ブルーインフラの拡大に向けた具体的な方策を次期「東京湾水環境再生計画」に定めて取り組んで行く必要がある。

検討にあたっては、一般的なブルーカーボン生態系再生の知識だけでなく、近年の自然環境の変化への対応や港湾施設の生育基盤としての活用などについて、専門的かつ高度な知識、経験が必要であることから、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・ブルーインフラの拡大に向けた具体的な方策について、次期計画に反映するうえでの着目点

その結果、優れた技術提案を行った令和 6 年度東京湾水環境再生計画作成等業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、令和 6 年度東京湾水環境再生計画作成等業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、令和 6 年度東京湾水環境再生計画作成等業務みなと総研・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約するものである。

## 随意契約理由書

1. 工 事 名 令和 6 年度  
川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部側径間上部工事
2. 契約の相手方 三井住友・みらい・日本ピーエス特定建設工事共同企業体
3. 理 由

本工事は、川崎港臨港道路東扇島水江町線（全長約 3km）のうち、京浜運河を横断する主橋梁部側径間（MP1～MP3）の上部工を施工するものである。

本橋梁は、近接する東京国際空港（羽田空港）の航空制限（制限表面）より、高度制限（主塔高さ約 100m）を受けるとともに、京浜運河を渡河する大型船舶より支間長 525m、桁下空間 47m を確保する必要があるため、構造形式が通常の斜張橋と比較して主塔高さを約半分程度に抑えた、中央径間部は鋼桁、側径間部を PC 桁とする 5 径間連続複合斜張橋となっている。

側径間部は PC 桁構造となっているが、京浜運河上に位置しているため支保工による施工が困難であるため、国内初となる複合斜張橋の側径間部に対してピロン柱及び仮斜材を用いた張出架設工法を採用している。

当初計画では、品質確保及び工程短縮を目的に、上部工区を地区・主部材から 4 分割として、令和元年度から中央径間部（主塔・鋼桁構造）上部工事と併せて工事契約を行い、令和 4 年度末（令和 5 年 3 月）までの完了を想定していた。ただし、主橋梁部上部工においては、国内初の施工方法を採用したことにより、施工段階での照査は施工者の施工方法を取り入れる必要があったことから、設計段階ですべての施工条件を確定させることが困難であったこと、工区毎の詳細照査を踏まえた橋梁上部工全体の照査を実施する必要があったことから、契約後すぐに施工者の経験・知見を反映させるための橋梁全体照査及び工事設計照査を行った。

上記より、施工者による工事設計照査において、鋼桁張出架設時に PC 桁支点部付近で許容ひび割れ幅を超える引張力が発生することを確認したため、追加で検討を実施することとなり、結果として PC 桁の鉄筋増加やピロン柱及び仮斜材の規格アップ、架設時の仮受支承の追加が新たに必要となった。これらの対応に多大な時間を要したため、施工着手が工事契約から約 2 年が経過した令和 3 年 8 月となり、大幅な工程遅延が生じた。

その結果、工事期間を令和 6 年 9 月まで延伸し工事進捗をはかるものの、既契約工事にて施工予定であった MP1・MP3 の柱頭部や閉合部、接合桁間詰コンクリートや外ケーブル架設について、既契約工事の期間内の完成が不可能な状況となった。

側径間部の未完了となる施工内容は、PC 張出架設工から続く MP1・MP3 の柱頭部及び閉合部のコンクリート打設であり、コンクリート打設完了後は PC 桁区間を外ケーブルにより架設・緊張し側径間部として一体の PC 構造とするものである。そのため、側径間の全体構造系及び最終出来形を考慮した施工管理を行う必

要がある。

また、既契約工事の施工者が検討した施工計画に基づき、工事中及び工事完成後に生ずる桁の自重によるたわみ量やクリープ・乾燥収縮の変形を考慮し、ステップ毎に主桁高さを合わせ、設計高さになるよう管理しなければならない。そのためには、温度により主桁高さに大きく影響する部材や主桁高さに影響する主桁以外の部材の変形を実測し、その実測データを施工者が自社開発した独自の上げ越し精度管理システムに反映させて、上げ越し誤差の補正を実施しながら施工管理を行う。さらに、ピロン柱や仮斜材により形状を保持するための張力管理等を行うなど、側径間部の全施工行程を踏まえ一貫した出来形・品質精度を確保しながらの施工が必要である。

MP1・MP3 柱頭部の施工箇所は、海上部ということから既契約工事で使用した移動作業車を継続して使用する必要がある。移動作業車は、本橋梁の特徴である5%縦断勾配移動を考慮し既契約工事の施工者が設計・製作を行った特注品であり、移動作業車の使用及び日常管理、並びに撤去に関しては、本構造や作業手順、安全留意事項等が他工事とは異なるため、これらを熟知した既契約工事の施工者に限られる。

以上より、当該範囲の施工条件を熟知し、一貫した技術的知見に基づく判断を実施しながら施工を実施することは既契約工事の施工者に限られるものである。

従って、「会計法」第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合と認められるときに該当することから、随意契約を締結することが最も適切である。

#### 4. 適用法令

会計法第29条の3第4項

## 令和 6 年度

## 随意契約理由書

件名：令和 6 年度

関東地方整備局における小型船舶等を活用した災害対応方策検討業務

本業務は、下記の理由により、一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約する。

## 記

本業務は、令和 6 年 1 月 1 日に石川県能登地方で発生した能登半島地震において、半島という地理的条件により海上からの災害支援活動が重要な手段となったことを踏まえ、関東地方において地震が発生した場合を想定し、房総半島を有する千葉県内の地方港湾、マリーナ、漁港等において、小型船舶及び関東地方整備局が所有する船舶を災害支援活動に活用するうえで必要な事項を検討するものである。

本業務で小型船舶及び港湾業務艇等の災害支援について検討するためには、災害時に活用できる小型船舶の有無及び利用できる係留施設等の把握が必要である。小型船舶及び港湾業務艇等が利用できる係留施設として、地方港湾、漁港、マリーナを想定しているが、特にマリーナの多くは民間が運営する施設であるため、災害時の運用形態、付帯設備、周辺施設、利用上の制約等の実態を把握するためヒアリング調査を実施する。災害支援を前提としたマリーナへのヒアリングにあたっては、適切な確認事項を設定する必要があり、災害支援に関する知見に加え、マリーナそのものの運用形態に関する知見が求められる。

よって、災害支援及びマリーナについて専門的な知見を有する者から、「マリーナを活用した災害支援について、マリーナにヒアリングをするうえでの着眼点」の技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約するものである。

令和 6 年度

随意契約理由書

**件名：京浜港におけるコンテナターミナルの効率的な搬出入方策検討業務**

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、シャーシシェアリングを活用してコンテナターミナルへの搬出入を効率的に行う新たな仕組みについて、導入に向けた検討及び搬出入方策の具体化等を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、コンテナターミナルの特性や取り巻く状況等を十分に把握するとともに、ターミナルへの搬出入及び荷主間の輸送等、コンテナ物流に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

これらから、本業務の実施にあたり、「コンテナターミナルへの効率的な搬出入方策を検討する際の着眼点」について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

令和 6 年度

## 随意契約理由書

**件名：京浜港におけるコンテナターミナル一体利用に向けた機能強化検討業務**

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、国際コンテナ戦略港湾である京浜港における集貨を促進するため、国際基幹航路と外航・内航フィーダー航路等の貨物の円滑な接続・積み替えに必要な動線確保に関する課題を検証し、コンテナターミナルの一体利用に向けた機能強化の検討を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、コンテナターミナルの特性や取り巻く状況等を十分に把握するとともに、複数ターミナルにおける国際基幹航路と外航・内航フィーダー航路等の貨物の円滑な接続・積み替えの状況等、海上コンテナ物流に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

これらから、本業務の実施にあたり、「コンテナターミナルの一体利用に向けた施設配置計画の検討を行ううえでの着眼点」について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

## 随意契約理由書

1. 工 事 名 令和 6 年度  
川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部側径間上部工事(その 2)
2. 契約の相手方 鹿島・東亜特定建設工事共同企業体
3. 理 由

本工事は、川崎港臨港道路東扇島水江町線（全長約 3km）のうち、京浜運河を横断する主橋梁部側径間（MP4～MP6）の上部工を施工するものである。

本橋梁は、近接する東京国際空港（羽田空港）の航空制限（制限表面）より、高度制限（主塔高さ約 100m）を受けるとともに、京浜運河を渡河する大型船舶より支間長 525m、桁下空間 47m を確保する必要があるため、構造形式が通常の斜張橋と比較して主塔高さを約半分程度に抑えた、中央径間部は鋼桁、側径間部を PC 桁とする 5 径間連続複合斜張橋となっている。

側径間部は PC 桁構造となっているが、京浜運河上に位置しているため支保工による施工が困難であるため、国内初となる複合斜張橋の側径間部に対してピロン柱及び仮斜材を用いた張出架設工法を採用している。

当初計画では、品質確保及び工程短縮を目的に、上部工区を地区・主部材から 4 分割として、令和元年度から中央径間部（主塔・鋼桁構造）上部工事と併せて工事契約を行い、令和 4 年度末（令和 5 年 3 月）までの完了を想定していた。ただし、主橋梁部上部工においては、国内初の施工方法を採用したことにより、施工段階での照査は施工者の施工方法を取り入れる必要があったことから、設計段階ですべての施工条件を確定させることが困難であったこと、工区毎の詳細照査を踏まえた橋梁上部工全体の照査を実施する必要があったことから、契約後すぐに施工者の経験・知見を反映させるための橋梁全体照査及び工事設計照査を行った。

上記より、施工者による工事設計照査において、鋼桁張出架設時に PC 桁支点部付近で許容ひび割れ幅を超える引張力が発生することを確認したため、別件工事にて追加で検討を実施することとなり、結果として PC 桁の鉄筋増加やピロン柱及び仮斜材の規格アップ、架設時の仮受支承の追加が新たに必要となった。これらの対応に多大な時間を要したため、施工着手が工事契約から約 2 年が経過した令和 3 年 5 月となり、大幅な工程遅延が生じた。

その結果、工事期間を令和 6 年 11 月まで延伸し工事進捗をはかるものの、既契約工事にて施工予定であった MP4・MP6 の柱頭部や閉合部、接合桁間詰コンクリート、外ケーブル架設について、既契約工事の期間内の完成が不可能な状況となった。

側径間部の未完了となる施工内容は、PC 張出架設工から続く MP4・MP6 の柱頭部及び閉合部のコンクリート打設であり、コンクリート打設完了後は PC 桁区間を外ケーブルにより架設・緊張し側径間部として一体の PC 構造とするものである。そのため、側径間の全体構造系及び最終出来形を考慮した施工管理を行う必

要がある。

また、既契約工事の施工者が検討した施工計画に基づき、工事中及び工事完成後に生ずる桁の自重によるたわみ量やクリープ・乾燥収縮の変形を考慮し、ステップ毎に主桁高さを合わせ、設計高さになるように管理しなければならない。そのためには、温度により主桁高さに大きく影響する部材や主桁高さに影響する主桁以外の部材の変形を実測するとともに、張出架設中、PC桁に計測機器を設置し、実橋のクリープ・乾燥収縮特性を推定することによりPC桁完成時の最終仮斜材調整量を決定していること、加えてピロン柱や仮斜材により形状を保持するための張力管理等を行うなど、側径間部の全施工行程を踏まえ、一貫した出来形・品質精度を確保しながらの施工が必要である。

既契約工事で使用した移動作業車は、本橋梁の特徴である5%縦断勾配移動を考慮し現施工者が設計・製作を行った特注品である。本工事で予定されている移動作業車の撤去及び日常管理等に関しては、本構造や作業手順、安全留意事項等が他工事とは異なるため、これらを熟知した既契約工事の施工者に限られる。

以上より、当該範囲の施工条件を熟知し、一貫した技術的知見に基づく判断を実施しながら施工を実施することは既契約工事の施工者に限られるものである。

従って、「会計法」第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当することから、随意契約を締結することが最も適切である。

#### 4. 適用法令

会計法第29条の3第4項

令和 6 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：令和 6 年度 東京港みなとカメラ設置検討業務

本業務は、下記の理由により公益社団法人日本港湾協会と随意契約する。

記

本業務は、東京湾における港湾の直轄工事の施工管理の監視を行うカメラ（以下、「みなとカメラ」という）の配置等について検討を行うものである。

みなとカメラは、港湾工事の施工管理のために設置されているが、国有財産の管理、災害発生状況の把握にも極めて有用なものであり、施工現場や港湾施設等の視認性（視認の範囲や拡大率等）やみなとカメラの性能等（カメラ性能・保守性・非常用電源・耐震性）を踏まえ配置検討することが重要である。

このことから、みなとカメラの性能等を踏まえた配置検討に関する専門的な知見を有する者より、「みなとカメラの配置検討を行う上での着眼点」について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。

令和 6 年度

## 随意契約理由書

## 件名：令和 6 年度 次世代燃料バンカリング拠点形成検討業務

本業務は、下記の理由により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約する。

本業務は、次世代燃料バンカリングに関する世界的な動向を調査した上で、横浜港において拠点形成に向けた検討を行うとともに、民間事業者を含めた検討会を行うものである。

本業務の遂行にあたっては、港湾におけるバンカリングに関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。

そのため、本業務の実施にあたり、「横浜港において、次世代燃料（メタノール）バンカリング拠点形成に向けた検討をするうえでの着眼点と具体的手法」について、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。

その結果、優れた技術提案を行った一般財団法人みなと総合研究財団が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。

令和 6 年度随意契約理由書件名：令和 6 年度 東京湾における底質評価手法等検討業務

本件は、下記の理由により一般社団法人 水底質浄化技術協会と随意契約する。

本業務は、「東京湾水環境再生計画（平成 27 年 4 月改訂、関東地方整備局）」における底質に関わる施策について、最新の技術や知見をもとに、深刻化する貧酸素水塊や青潮等の問題への対策の充実を図り、より効果的に施策を推進していくことを目的とし検討を行うものである。

東京湾では、貧酸素水塊や青潮など、底質に起因して水質や生態系に悪影響をもたらす現象が顕在化している。水質については、公共用水域やモニタリングポスト等で多くの調査・分析が実施されているが、底質に関する調査・分析は十分といえない状況である。貧酸素水塊や青潮の発生には、底質による酸素消費や硫化物の蓄積が強く影響している。対策等の立案に向けては、特に毒性の高い硫化物を把握することが重要であり、近年では様々な硫化物の計測方法が提案されている。

東京湾の底質について、より適切な評価・対策を行うためには、新たな知見や技術を活かして、効果的・効率的なモニタリングを実施する必要がある。

本業務では、東京湾の底質について、貧酸素水塊や青潮の発生への影響度合いを適切に評価するため簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技術提案を求めた。

- ・東京湾の底質について、貧酸素水塊や青潮の発生への影響度合いを適切に評価するために実施すべき調査・分析項目及びモニタリング計画について、検討を行ううえでの着目点

その結果、優れた技術提案を行った一般社団法人 水底質浄化技術協会を特定した。過去の同種業務における業務実績及び今回の技術提案の内容から総合的に判断し、一般社団法人 水底質浄化技術協会が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと思料される。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、一般社団法人 水底質浄化技術協会と随意契約するものである。

令和 6 年度

東京空港

## 随意契約理由書

件名：令和 6 年度 東京国際空港空港アクセス鉄道駅舎改築部他躯体築造工事

本件は、下記理由により、大成・五洋・京急特定建設工事共同企業体と随意契約したい。

## 記

東京国際空港空港アクセス鉄道駅舎改築部他躯体築造工事は、第 4 バスプールにおいて開削工法により既存駅舎の一部を撤去しつつ、新たな駅舎躯体を築造するとともに、非開削工法により鉄道トンネル躯体の一部を築造するものである。

本工事は、京急駅舎やモノレール駅舎、共同溝、P3 駐車場、スカイアーチ橋梁基礎といった既設構造物との近接施工となるため、工事によるこれら近接構造物への影響を最小化する必要がある。

また、本工事は、通路や階段の機能を確保しながら、既存の駅舎や階段の躯体を撤去するとともに、これらの周囲を掘削し、新たな駅舎や階段の躯体を築造する必要があり、複雑な施工となる。このため、施工方法等によって施工期間やコストが大きく変動する可能性がある。

さらに、施工箇所は軟弱かつ複雑な地盤であるため、地盤改良の確実な施工をはじめ、様々な施工リスクへの対応も必要である。

以上のように本工事は技術的難易度が高く、詳細設計において施工者の高度で専門的な知見を活用する必要があることから、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、躯体築造工事に関する技術提案を求めた。

選定にあたっては、「①近隣構造物への影響の最小化に有効な施工方法の提案」、「②施工期間の短縮に有効な施工方法・手順・体制の提案」、「③施工リスクを踏まえた工事の全体コスト縮減に有効な施工方法・手順・体制の提案」及び「技術協力業務に関する実施方針」について、技術提案書を審査した結果、事業目的達成のために総合的に評価の高い技術提案を行った大成・五洋・京急特定建設工事共同企業体を優先交渉権者として選定し、当該技術を反映した技術協力業務を実施した。

本工事は、この技術協力業務に基づく工事を行うものであり、大成・五洋・京急特定建設工事共同企業体が工事の実施が可能な唯一の者である。よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき大成・五洋・京急特定建設工事共同企業体と随意契約を行うものである。

## 令和 6 年度

東京空港

## 随意契約理由書

件名：令和 6 年度 東京国際空港空港アクセス鉄道開削部（ターミナル北連絡橋部）他躯体  
築造工事

本件は、下記理由により、鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体と随意契約したい。

## 記

東京国際空港空港アクセス鉄道開削部（ターミナル北連絡橋部）他躯体築造工事は、道路橋の直下やモノレールトンネルの直上等において、開削工法により、「羽田空港アクセス線」のトンネル躯体を築造するものである。

本工事は、首都高湾岸道路連絡橋及びターミナル北連絡橋の橋台や基礎の受け替えが必要であるが、これらの橋梁は、第 2 ターミナル方面へのアクセス道路になっているため、両橋における通行を確保し、工事による交通への影響を最小化する必要がある。

また、本工事の施工ヤードとなる RX 用地及び第 2 バスプールに工事用車両が入退場する際、第 2 ターミナル前の道路を通過する必要があり、ターミナル前の道路が混雑し、空港利用者に影響が出る懸念があるため、第 2 ターミナル周辺道路における交通への影響を最小化する必要がある。

さらに、本工事はモノレール躯体との近接施工になる他、開削時には同躯体の浮上りが懸念されるため、モノレールの運行に支障を来さないよう、同躯体の安定性を考慮した施工が必要である。

加えて、施工箇所は軟弱かつ複雑な地盤であるため、地盤改良の確実な施工をはじめ、様々な施工リスクへの対応も必要である。

以上のように本工事は技術的難易度が高く、詳細設計において施工者の高度で専門的な知見を活用する必要があることから、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用し、躯体築造工事に関する技術提案を求めた。

選定にあたっては、「①首都高湾岸道路連絡橋、ターミナル北連絡橋その他の第 2 ターミナル周辺道路における交通への影響の最小化に有効な施工方法の提案」、「②モノレール躯体の安定性を考慮した施工方法の提案」、「③施工期間の短縮に有効な施工方法・手順・体制の提案」、「④施工リスクを踏まえた工事の全体コスト縮減に有効な施工方法・手順・体制の提案」及び「技術協力業務に関する実施方針」について、技術提案書を審査した結果、事業目的達成のために総合的に評価の高い技術提案を行った鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体を優先交渉権者として選定し、当該技術を反映した技術協力業務を実施した。

本工事は、この技術協力業務に基づく工事を行うものであり、東京国際空港空港アクセス鉄道開削部（ターミナル北連絡橋部）他躯体築造工事に関する基本協定書第 5 条第 7 項に基づく価格等の交渉が成立したため、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき鹿島・東亜・あおみ特定建設工事共同企業体と随意契約を行うものである。

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和6年度 港湾情報処理システム運用管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	groxi(株) 東京都中央区日本橋堀留町1-10-15	7010001123651	一般競争入札	35,409,787	31,240,000	88.22%	
令和6年度 関東地方整備局車両管理業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	(株)セノン 神奈川支社 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8	3011101023258	一般競争入札	(基本月額) 5,183,611	(基本月額) 3,973,200	76.64%	単価契約 予定調達総額 47,678,400
令和6年度 みなとカメラ制御ソフトウェアライセンス更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	(特非)港湾保安対策機構 東京都港区愛宕1-3-4	5010405005522	一般競争入札	3,003,000	2,574,000	85.71%	
令和6年度 首都圏臨海防災センター警備等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	(株)テービーケイ 東京都豊島区西池袋3-30-4	2013301007719	一般競争入札	14,065,082	9,906,600	70.43%	
令和6年度 巡回カウンセリング等業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	ソーシャルアドバンス(株) 兵庫県神戸市中央区東町123-1	1140001094299	一般競争入札	1,560,933	808,500	51.79%	
令和6年度 特定離島港湾事務所用船 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.1	(株)新日本海洋社 神奈川県横浜市区西みなとみらい3-6-1	8020001028106	一般競争入札	69,566,508	69,190,000	99.45%	
令和6年度 コピー用紙購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.16	(株)マルハチ 神奈川県横浜市区鶴見区中央4-2-14	4020001018845	一般競争入札	4,495,040	3,979,503	88.53%	単価契約
令和6年度 カラーインデックス他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.16	(株)マルハチ 神奈川県横浜市区鶴見区中央4-2-14	4020001018845	一般競争入札	5,130,477	4,970,537	96.88%	単価契約
令和6年度 鹿島港みなとカメラ設置 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.18	(株)九電工 東京本社 東京都豊島区東池袋3-1-1	6290001001120	一般競争入札	58,872,000	58,300,000	99.89%	
令和6年度 鹿島港港湾業務艇「かしまII」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.19	小名浜造船(株) 福島県いわき市小名浜下神白字網取177	8380001014219	一般競争入札	8,030,000	7,480,000	61.33%	

## 公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和6年度 東京湾中央航路航路調査船「べいさーち」喫水線下掃除及び塗装等業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.4.19	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	6,424,000	4,620,000	71.91%	
令和6年度 東京湾中央航路航路調査船「うらなみ」点検整備業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.5.17	京浜ドック(株) 神奈川県横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	10,626,000	6,600,000	62.11%	
令和6年度 東京湾波高計設置等業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.6.4	いであ(株) 東京都世田谷区駒沢3-15-1	7010901005494	一般競争入札	15,994,000	15,620,000	97.66%	
令和6年度 東京湾中央航路航路調査船「べいさーち」定期検査整備業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.6.11	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	167,464,000	132,000,000	78.82%	
令和6年度 東京国際空港監督船用船一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.6.18	東亜建設工業(株)東京支店 東京都中央区日本橋室町4-1-6	3011101055078	一般競争入札	(供用1日当り) 132,150	(供用1日当り) 132,000	99.88%	単価契約 予定調達総額 22,176,000
令和6年度 京浜港浮棧橋点検整備業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.7.1	京浜ドック(株) 神奈川県横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	22,275,000	12,320,000	55.30%	
令和6年度 東京港港湾業務艇「江戸」点検整備業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.8.2	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	10,648,000	9,735,000	91.42%	
令和6年度 首都圏臨海防災センター給湯設備整備一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.8.2	(株)ハマ・メンテ 神奈川県横浜市瀬谷区下瀬谷3-49-7	4020001045609	一般競争入札	4,895,000	4,004,000	81.79%	
令和6年度 首都圏臨海防災センター空調設備整備一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.8.9	(株)エス・エス・イー 神奈川県海老名市中央2-1-16	1021001026205	一般競争入札	12,870,000	8,140,000	63.24%	
令和6年度 横浜港湾空港技術調査事務所浮棧橋点検整備業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.8.30	京浜ドック(株) 神奈川県横浜市神奈川区守屋町1-2-2	3020001030545	一般競争入札	6,985,000	5,390,000	77.16%	

## 公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和6年度 東京湾中央航路清掃兼油回収船「べいくりん」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.9.10	小湊造船(株) 千葉県袖ヶ浦市南袖9	7040001074272	一般競争入札	52,624,000	49,500,000	94.06%	
令和6年度 京浜港港湾業務艇「たかしまⅡ」中間検査整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.9.11	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	23,980,000	23,760,000	99.08%	
令和6年度 横浜技調水理実験場機械設備点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.9.13	雄和工業機械(株) 東京都墨田区太平1-20-7	9010601016484	一般競争入札	3,124,000	1,430,000	45.77%	
令和6年度 茨城港港湾業務艇「ひたちⅡ」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.9.20	小名浜造船(株) 福島県いわき市小名浜下神白字綱取177	8380001014219	一般競争入札	8,932,000	6,380,000	71.42%	
令和6年度 千葉港港湾業務艇「あいりすⅡ」点検整備業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.9.20	(有)根本造船所 神奈川県川崎市川崎区小島町9-1	2020002098541	一般競争入札	8,459,000	6,062,100	71.66%	
令和6年度 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点訓練運営支援業務 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.9.20	エイアンドエー(株) 東京都港区南青山4-18-21	3010401082419	一般競争入札	7,964,000	3,788,400	47.56%	
令和6年度 行政情報システムネットワーク機器更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.10.22	groxi(株) 東京都中央日本橋掘留町1-10-15	7010001123651	一般競争入札	2,660,680	1,534,500	57.67%	
令和6年度 特定離島港湾事務所用船(その2) 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.11.19	(株)新日本海洋社 神奈川県横浜市区西みなとみらい3-6-1	8020001028106	一般競争入札	87,177,684	71,280,000	81.76%	
令和6年度 防災備蓄食料他購入 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.11.26	サイボウサービス(株) 埼玉県川口市戸塚東1-3-18	4030001098374	一般競争入札	3,067,510	2,464,292	80.33%	
令和6年度 横浜港湾空港技術調査事務所水理実験場造波装置等更新 一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 関東地方整備局 横浜市中区北仲通5-57	R6.12.6	(株)三井E&S 東京都中央区築地5-6-4	9010001034946	一般競争入札	295,548,000	286,000,000	96.76%	







令和 6 年度

## 随意契約理由書

## 件名：CONPAS保守・運用業務

本業務は、下記の理由により、株式会社三井E&Sと随意契約する。

## 記

関東地方整備局では、情報通信技術を活用したコンテナターミナルゲートにおけるコンテナ搬出入手続の効率化を図るため、平成 29 年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 30 年度「CONPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 31 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その2）」、令和 2 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 3 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 4 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 5 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるとシステム改修・運用業務」において、CONPASを設計・構築し、平成 30 年度「CONPAS保守・運用業務」、平成 31 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 2 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 3 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 4 年度「CONPAS保守・運用業務」、令和 5 年度「CONPAS保守・運用業務」において、CONPASを保守・運営し、横浜港南本牧地区で試験運用及び本格運用、横浜港本牧地区及び東京港で試験運用を実施してきたところである。これらCONPASの試験運用及び本格運用の結果、コンテナ搬出入手続において時間短縮効果などの有効性が確認されている。

CONPASは、令和 3 年 4 月 1 日から南本牧地区において本格運用を開始し、システムの継続的な活用による信頼性や有効性の確認、システム活用効果の検証に必要な実測データの蓄積や他港への展開を目的に、継続して本牧地区等で試験運用を実施する計画である。本格運用及び試験運用を実施するためには、CONPASの保守・運用を行う必要があり、本業務の契約先は、以下の要件を満たす高い技術力を有している必要がある。

## 【必要となる技術力】

- ①海上コンテナ物流の予約システムを適切に保守するために必要な技術的知見を有していること。
- ②海上コンテナ物流の予約システムを円滑に運用するために必要な技術的知見を有していること。
- ③CONPASの運用場所である南本牧ふ頭コンテナターミナルにおける港湾物流に精通していること。

株式会社三井E&Sは、平成 29 年度「ICTを活用したコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 30 年度「CONPAS改修及びコンテナ輸送効率化実証業務」、平成 31 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務（その2）」、令和 2 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 3 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 4 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化検討業務」、令和 5 年度「情報通信技術等を活用したコンテナ輸送効率化にかかるとシステム改修・運用業務」、平成 30 年度「CONPAS保守・運

用業務」、平成 31 年度「COMPAS 保守・運用業務」、令和 2 年度「COMPAS 保守・運用業務」、令和 3 年度「COMPAS 保守・運用業務」、令和 4 年度「COMPAS 保守・運用業務」、令和 5 年度「COMPAS 保守・運用業務」において、COMPAS を設計・構築・保守・運用した者であり、COMPAS を適切に保守、及び円滑に運用するために必要な技術的な知見を有しているとともに、コンテナターミナルにおける港湾物流に精通していることから、上記①～③の要件をすべて満たす者であり、本業務を円滑に、かつ適切に実施できる唯一の者であると判断される。

また、本業務の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の結果、参加意思確認書を提出する者がいなかった。

以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、株式会社三井 E & S と随意契約を行うものである。

## 令和 6 年度

関東地方整備局

## 随意契約理由書

## 件名：行財政情報サービス提供業務

本業務は、下記の理由により、(株)時事通信社と随意契約する。

## 記

本業務は、関東地方整備局の所掌業務を遂行するにあたり必要となる行財政情報を、インターネットを利用して提供サービスを受けるものである。

関東地方整備局は、社会資本の整備及び適切な維持管理、地震・風水害・火山・豪雪・津波等の自然災害や事故発生時への対応、地方公共団体への社会資本整備交付金等の支援、さらには次期首都圏広域地方計画等の策定等幅広い業務を担っている。

こうした幅広くかつ国民生活に直結する業務に迅速かつ適切に対応するためには、日常的に総理官邸、中央官庁及び地方公共団体等の関係機関に関する最新の情報を最大限収集しておく必要があるところ、定期的な会議や意見交換会で中央官庁や地方公共団体等の関係機関から情報を直接収集すべく努力しているが、それらの人的接触による直接の情報収集方法だけでは、関係機関の必要な情報を適時に収集することは困難であることから、職員がリアルタイムで把握できる情報サービスの提供が必要となる。

(株)時事通信社の情報サービスは、独自に配信している官庁速報をはじめ、各省大臣会見、首長会見及び会見速報など中央官庁・地方自治体の動静やニュース、時々刻々と発生するリアルタイムな政治・社会ニュース、災害情報など他のメディアにはない情報であり、その提供も迅速である。

さらに、当該情報提供内容が体系別に整理され、検索も容易なため、瞬時の検索に適しており、特に行財政、経済情報等必要な専門情報を24時間リアルタイムで入手することができるサービスを提供している。

(株)時事通信社は、このような業務の遂行上必要な行財政ニュース等の情報サービスを迅速に提供できる唯一の者である。

以上により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、(株)時事通信社と随意契約を行うものである。

特定離島港湾

## 随意契約理由書

件名：令和6年度 特定離島港湾事務所庁舎借上

本件は、下記の理由により、相模産業株式会社と随意契約する。

## 記

本件は、特定離島港湾事務所の庁舎借上を行うものである。

本庁舎は、平成27年度の事務所開設に際し、平成26年度に次の5つの条件を満たし、かつ最も経済的な物件を調査のうえ、相模産業株式会社所有の第5小池ビルを選定し、平成27年5月1日より庁舎として借り上げしている。

庁舎物件の選定にあたっては、①所管する南鳥島、沖ノ鳥島が東京都小笠原村に所在していることから、災害や工事事務等の緊急時はもとより、平常時においても地元自治体との調整が円滑に遂行できる場所であること、②離島の保全・管理の施策においては、南鳥島で活動している防衛本省、気象庁、海上自衛隊横須賀総監部及び不審船等の監視活動を行っている第三管区海上保安本部など、東京都内及び神奈川県内所在の関係官署との調整が必要であることから交通の利便性が確保されていること、③特定離島事業に従事する作業船が係留できる沿岸域に近いこと、④災害対応を行うため耐震性を有する建物であること、⑤十分な執務スペースが確保できることを条件として検討し、当該物件を選定したものである。

当該物件への入居の経済性及び賃料の妥当性を検証するため、発災時におけるTEC-FORCE及び首都圏臨海防災センター又は横浜本局、各事務所への支援における海上交通手段の確保を考慮し、立地を沿岸域である品川区、港区とすること、耐震基準を満たしていること及び現物件と同等の面積規模を有することを条件に調査を行った結果、現物件が他社より安価で、かつ賃料も市場価格上妥当であることが確認できた。また、新たに別の物件を借り上げる場合は、移転に伴う多額の費用を要することになることから、総合的に勘案し当該物件を継続して借り上げることが最良と判断した。

以上により、当該物件が限定され、供給者が一に特定されることにより競争を許さないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、当該物件の所有者である相模産業株式会社と随意契約を行うものである。

随意契約理由書

件名：京浜港における鉄道輸送とコンテナターミナルの積替円滑化に向けた実証委託業務

本業務は、下記の理由により、日本フレートライナー株式会社と随意契約する。

本業務は、既存ストックを最大限に活用しつつ、国際コンテナ戦略港湾である京浜港への集貨を促進するため、モーダルシフト需要を見据えた鉄道輸送網とコンテナターミナルとの接続に関する実証事業を実施するものである。

本業務の遂行にあたっては、鉄道輸送の貨物利用運送事業許可を取得し、現状において事業を営んでいることが必須条件である。さらに、鉄道事業者との輸送列車のダイヤ確保や鉄道貨物駅の利用に関する諸調整を円滑に実施する調整能力、モデル事業の目標貨物量を確保するための新規荷主獲得のために必要な営業能力を有するとともに、高度で高い信頼性が必要とされる。

これらから、本業務の実施にあたり、海上コンテナ貨物の鉄道輸送とコンテナターミナルの円滑な積替の実施にかかる「効果的な運営体制」、及び「継続的な需要や運賃などを含めた持続可能な輸送のあり方の確立に向けた方策」について、企画競争方式により企画提案を求めた。

その結果、優れた企画提案を行った日本フレートライナー株式会社が本業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、日本フレートライナー株式会社と随意契約するものである。

令和 6 年度

随意契約理由書

件名：令和 6 年度 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点緊急物資  
荷さばき等訓練業務

本業務は、下記の理由により川崎港運協会会長 西 修一と随意契約する。

記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害発災時において、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することが必要であるが、指定港湾において船舶により運送される貨物の荷役等は、国土交通大臣の許可を受けた港湾運送事業者が行わなければならない旨、港湾運送事業法（昭和 26 年 5 月 29 日法律第 161 号）において規定されている。

このため、当局としては、災害時における荷役・運送等について円滑な運営を図ることを目的とし、川崎港において国土交通大臣の港湾運送事業の許可を受けた事業者から構成されている川崎港運協会との間で「災害時における荷役・運送等に関する協定」（平成 23 年 7 月 27 日）（以下「協定書」という。）を締結しているところである。

本業務は、防災拠点における緊急物資荷さばき等（緊急物資の搬出入、防災拠点内に設置されたテント内での荷さばき、台船への荷役等）にかかる訓練を実施するものであるが、以下の点から、川崎港運協会でなければ本業務の目的を達成することができない。

- 川崎港は、指定港湾であり、船舶により運送される貨物の荷役等は、国土交通大臣の許可を受けた港湾運送事業者が行う必要があること。
- 協定書第 2 条の規定により、災害時において、当局は緊急物資にかかる荷役等を川崎港運協会に要請することができること。
- 協定書第 11 条の規定により、川崎港運協会は当局が実施する訓練に必要な協力を行うものとしていること。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、川崎港運協会会長 西 修一と随意契約するものである。

令和 6 年度

随 意 契 約 理 由 書

件名：令和 6 年度 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点応急復旧及び緊急物資  
海上輸送等訓練業務

本業務は、下記の理由により五洋建設株式会社 東京土木支店と随意契約する。

記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害発災時には、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することが必要であり、防災拠点が被災した場合においても、早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

また、当局は、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、港湾土木工事に精通した企業を会員として設立された一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「乙」という。）及び関東地区の港湾空港建設業者が加入する関東港湾空港建設協会連合会（以下「丙」という。）との間で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成 28 年 3 月 23 日）（以下「協定書」という）を締結しているところである。

本業務は、大規模災害発生時における防災拠点の応急復旧及び緊急物資輸送訓練を実施するものであるが、以下の点から、五洋建設株式会社東京土木支店を契約の相手方とするものである。

- 協定書第 3 条の規定により、当局は、災害が発生し必要と認める場合は乙又は丙に協力要請を行うことができるとされていること。
- 協定書第 8 条の規定により、当局、乙及び丙並びにその会員は、相互の協力体制の充実・強化を図るために必要に応じ防災訓練を実施するものとされており、乙からは、本年度の訓練の対応会員は五洋建設株式会社東京土木支店である旨の報告を受けていること。

よって、同社でなければ本業務の目的を達成することができないことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、五洋建設株式会社東京土木支店と随意契約するものである。

令和 6 年度

## 随 意 契 約 理 由 書

件名：令和 6 年度 川崎港東扇島地区基幹的広域防災拠点  
ヘリコプター駐機スポット設置訓練業務

本業務は、下記の理由により五洋建設株式会社 東京土木支店と随意契約する。

## 記

東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点（東扇島地区）（以下「防災拠点」という。）は、首都直下地震等の広域的な大規模災害発災時において、海上輸送を主とした緊急物資の輸送拠点として機能することが必要であり、防災拠点が被災した場合においても、早期に応急復旧を行い、円滑な緊急物資輸送が行える体制を構築する必要がある。

また、当局は、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とし、港湾土木工事に精通した企業を会員として設立された一般社団法人日本埋立浚渫協会関東支部（以下「乙」という。）及び関東地区の港湾空港建設業者が加入する関東港湾空港建設協会連合会（以下「丙」という。）との間で「災害時の応急対策業務に関する協定書」（平成 28 年 3 月 23 日）（以下「協定書」という）を締結しているところである。

本業務は、ヘリコプターの運用を主とし、防災拠点が緊急物資の輸送拠点として早期に機能するために必要不可欠と判断する事項（ヘリコプター駐機スポット設置、投光機等設置、駐機スポット周辺のフェンス設置等）にかかる訓練を実施するものであるが、以下の点から、五洋建設株式会社東京土木支店を契約の相手方とするものである。

- 協定書第 3 条の規定により、当局は、災害が発生し必要と認める場合は乙又は丙に協力要請を行うことができるとされていること。
- 協定書第 8 条の規定により、当局、乙及び丙並びにその会員は、相互の協力体制の充実・強化を図るために必要に応じ防災訓練を実施するものとされており、乙及び丙からは、本年度の訓練の対応会員は五洋建設株式会社東京土木支店である旨の報告を受けていること。

よって、同社でなければ本業務の目的を達成することができないことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、五洋建設株式会社東京土木支店と随意契約するものである。